

平成29年西東京市教育委員会第6回定例会会議録

- 1 日 時 平成29年7月25日（火）
開会 午後1時57分 閉会 午後3時50分
- 2 場 所 保谷庁舎4階 研修室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 教 育 長 木 村 俊 二
教 育 長 職 務 代 理 者 宮 田 清 藏
委 員 森 本 寛 子
委 員 高 橋 ますみ
委 員 米 森 修 一
- 5 出席職員 教 育 部 長 渡 部 昭 司
教 育 部 特 命 担 当 部 長 南 里 由 美 子
教 育 企 画 課 長 早 川 礼 成
教 育 指 導 課 長 内 田 辰 彦
教 育 部 主 幹 兼 統 括 指 導 主 事 福 田 忠 春
統 括 指 導 主 事 宮 本 尚 登
指 導 主 事 鈴 木 壮 平
教 育 支 援 課 長 清 水 達 美
社 会 教 育 課 長 岡 本 範 子
公 民 館 長 大 橋 一 浩
図 書 館 長 中 川 恭 一
- 6 事務局 教育企画課長補佐兼学務係長 大 谷 健
教育企画課企画調整係長 和 田 克 弘
学 校 運 営 課 長 補 佐 河 合 一 雄
教育部副主幹（学校運営課）兼保健給食係長 近 藤 均
- 7 傍 聴 人 30人

平成29年西東京市教育委員会第6回定例会議事日程

日 時 平成29年7月25日（火） 午後2時から
場 所 保谷庁舎4階 研修室

- 第 1 西東京市教育委員会教育長職務代理者の指名
- 第 2 議席の指定
- 第 3 会議録署名委員の指名
- 第 4 議案第28号 西東京市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 第 5 議案第29号 西東京市奨学生選考委員会委員の任命について
- 第 6 議案第30号 平成30年度使用西東京市立小学校教科用図書の採択について
- 第 7 議案第31号 平成30年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について
- 第 8 報 告 事 項 (1) 平成29年西東京市議会第2回定例会報告（教育関係）
(2) 市内中学生死亡事案について
- 第 9 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

平成29年第6回定例会
(7月25日)

午後 1 時 57 分 開 会

議事の経過

○木村教育長 ただいまから平成29年西東京市教育委員会第6回定例会を開会いたします。

本日の傍聴について。教育委員会の会議を傍聴する者の定員は、西東京市教育委員会傍聴規則第2条により10人と定められておりますが、本日は傍聴希望の方が大勢いらしているようですので、同条によりこれを変更し、会場の収容の許す限り傍聴を認めました。

○木村教育長 次に、本日の議事日程について、審議の都合上、日程第3 会議録署名委員の指名に続いて、日程第6 議案第30号 平成30年度使用西東京市立小学校教科用図書の採択について、日程第7 議案第31号 平成30年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、を審議したいと思います。

○木村教育長 日程第1 西東京市教育委員会教育長職務代理者の指名を行います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項において、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うと規定されています。そのため、教育長職務代理者を宮田委員にお願いしたいと思います。宮田委員、よろしいでしょうか。

○宮田委員 はい。

○木村教育長 では、宮田委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

○宮田委員 よろしくお願ひします。

○木村委員 それでは、暫時休憩いたします。

午後 2 時 09 分 休 憩

午後 2 時 09 分 再 開

○木村教育長 休憩を閉じまして会議を再開します。

○木村教育長 日程第2 議席の指定を行います。

議席の指定は、西東京市教育委員会会議規則第5条の規定により、教育長が定めることとされております。委員の議席はただいま御着席の席を議席として指定いたします。よろしくお願ひいたします。

○木村教育長 日程第3 会議録署名委員の指名をします。本日は森本委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 それでは、本日は森本委員にお願いいたします。

○木村教育長 日程第6 議案第30号 平成30年度使用西東京市立小学校教科用図書の採択について、を議題といたします。

本日は、関係職員ということで、教科用図書採択資料作成委員会委員である学校長にも御

出席いただいております。質問にお答えいただく場合がありますので、よろしくお願いいたします。提案理由の説明を求めます。

- 福田教育部主幹兼統括指導主事 それでは、議案第30号 平成30年度使用西東京市立小学校教科用図書の採択について、説明申し上げます。

本議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号及び西東京市教育委員会事務委任規則第2条第10号に基づいて提案し、採択をお願いするものでございます。

恐れ入ります。議案書を御覧ください。

本日、採択の候補となっている教科用図書の概要について説明申し上げます。

このたび採択いただく小学校教科用図書は、平成27年3月に小学校学習指導要領が一部改正され、道徳の時間が「特別の教科 道徳」として新たに位置づけられたことを受けて行われるもので、来年度、平成30年度から平成31年度までの2年間、市立小学校において使用されるものでございます。文部科学省が平成29年4月に発行した平成30年度使用小学校用教科書目録に示されている種目、道徳の8種類、66点の教科用図書について御審議いただき、1発行者を採択していただくことになります。

次に、調査事務及び教科書展示会について報告申し上げます。

教科用図書の調査・研究につきましては、西東京市立小・中学校教科用図書採択事務要綱に基づいて行われました。5月26日に第1回採択資料作成委員会を開催し、平成30年度使用西東京市立小学校教科用図書の調査・研究について、諮問いたしました。小学校の教科用図書の調査・研究につきまして、見本本が届いている全ての教科書について、学習指導要領の目標等を踏まえて、内容、構成・分量、表記・表現及び使用上の便宜などの観点について調査・研究を行っていたこと、そして、各教科書の優れている点や児童の実態等を考慮した点について調査・研究することをあわせてお願いするとともに、その結果を調査・研究資料として作成するよう諮問をしたところです。

なお、採択資料作成委員会は、校長または副校長9名に、公正・中立を確保し、開かれた教科書採択を行っていくために、保護者の方2名、市民の方2名を加えた13名で構成させていただきました。

次に、6月1日及び6月16日に教科用図書調査部会を開催し、各校の校長から推薦された副校長、主幹教諭、主任教諭、教諭が部員となり、各教科書についての調査・研究をそれぞれの所属校ごとに作成された教科用図書調査資料も参照しながら進めていただきました。

また、開かれた教科書採択を行っていくために、今回、6月3日から6月29日までの期間、図書館等市内4会場において見本本を展示する教科書展示会を開催いたしました。会場にはアンケート箱を設置し、各教科書の見本本に対する意見や感想について、市民や保護者の方々の御意見を直接いただきました。なお、42名の方から御意見等をいただいたところです。

続いて、7月3日に第2回採択資料作成委員会を開催し、教科用図書調査部会からの調査・研究の報告をいただき、調査・研究資料について協議を行うとともに、教科書展示会で寄せられた市民の方々からの御意見も踏まえ、調査・研究報告書を作成していただきました。なお、報告書につきましては、7月7日に採択資料作成委員会委員長から教育長に提出され

ました。

次に、教科書の採択についてであります。西東京市立学校で使用する教科用図書を採択する権限につきましては、西東京市教育委員会にあることから、採択資料作成委員会からの報告書や市民の皆様からいただきました御意見等を踏まえていただき、教育委員の皆様にご審議いただきますようお願い申し上げます。この審議の結果を受けまして、平成30年度から2年間使用する西東京市立小学校の道徳の教科用図書の決定をお願いしたいと思っております。

それでは、道徳の教科用図書について説明いたします。一覧を御覧ください。

道徳の教科用図書の発行者は、東京書籍、学校図書、教育出版、光村図書、日本文教出版、光文書院、学研教育みらい、廣済堂あかつきの8社でございます。

なお、来年度から「特別の教科 道徳」として位置づけられるため、今回初めての教科書採択となります。

説明は以上でございます。御審議方よろしくお願いたします。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

平成30年度使用小学校教科用図書につきましては、教育委員の方々には御自宅で時間をかけて調査・研究を行っていただきました。各委員におかれましては、是非とも慎重な審議をお願いしたいと存じます。では、よろしくお願いたします。

○森本委員 まず、道徳の教科書の中に、いわゆる道徳ノートが別に挟まれているものが何冊かありますけれども、多分、ノートみたいなものがあつたほうが先生方にとっては見取りがしやすかったり評価がしやすかったりという面もある反面、そこで考え方が固定されてしまうとかというような面もあるかと思うんですけれども、その辺について先生方のほうはどう考えていらっしゃるか、お聞かせいただけますか。

○赤羽保谷第一小学校長 おっしゃるとおりです。いい点もあるし、逆にやりにくい点もあるかなと。ノートがあつて、こういうのを勉強しますというような文言がありますと、先にそれを読んでいる子ども当然いて、やりにくい面があるのかなという意見がございました。

以上です。

○木村教育長 ほかにございませんか。

○米森委員 題材に関しましては、各社共通で取り上げておられる題材というのが結構見受けられて、構成という面ではそういうものを皆さん取り上げていらっしゃると思うんですが、体裁ですけれども、学研が結構厚いといいますか大きいつくりになっていますよね。光村の場合は一番小さい。結構バリエーションがあるんですけれども、児童にとって一番は授業で使いやすいとか、いろいろそういう利便性の面もあると思うんですが、そういったところは大きな違いが見られるでしょうか。例えば大きいものが使いやすいと、小さいものはこういう点で使いにくいとか、ありますでしょうか。

○赤羽保谷第一小学校長 どの教科書も、道徳でいわゆる定番といういい教材は全部入っています。あと、各社のもちろん特色みたいなものもあるんですけれども、小さい大きいで考えると、大きいほうはいろいろな資料が入りやすくなっているということとか、夏休みに家に持って帰るときにお家の方に読んでもらう、見やすいという利点もあります。ただ、

会社によって特色がありますので、その辺も調査委員会では検討したというところです。

以上です。

○高橋委員 基本的な質問なんですけれども、この道徳の教科書は全て読ませていただいたんですが、東京書籍だけ「新しい道徳」という名前になっているんですけれども、この東京書籍の道徳の中で、新しい部分というのはどこなんでしょうか。

○赤羽保谷第一小学校長 定番以外に身近なスポーツ選手とか身近な話題等を取り上げて、一つ目玉にしている、興味・関心を高めたいということが推察されます。

以上です。

○宮田委員 この検討に当たりまして、例えば、児童が身近に感じる教材の充実から巻末資料等の使いやすさ、それぞれ項目立てをしているのは大変いいやり方だとは思いますが、その中で、言葉として少し教えていただきたいんですが、例えば児童の家庭環境に対して配慮が必要な教材というようなことが書かれているんです。それをもうちょっと具体的に。それから、道徳の学習の進め方の説明ページの使いやすさというもの、その辺のところを、どんなところだったら現場が実際に教えていて使いやすいのか、こういう点だといまいちなのかというところを説明いただきたいと思います。

○赤羽保谷第一小学校長 1点目の家庭環境については、ひとり親であったり、あんまりそこを取り出した話題になってくると、そうじゃないお子さんもいるというところで、言っていたような配慮が必要かなという考えです。

それから、説明ページなんですけれども、これも一長一短ありまして、道徳を長年やっている先生と、当然若い西東京市の先生もいらっしゃるんですね。そういう中で、毎週1時間確実に道徳をやっていくということになると、一定程度的見通しが先生にも子どもにもあるほうが望ましいだろうと、そのことを考えました。

以上です。

○森本委員 道徳というのは、基本的に国語ではないので、まず文章自体が子どもたちにストレートに伝わらなければいけないと思うんですね。そういう意味ではやはり難し過ぎて難解であったりとか、読みづらかったりということがあるとあまりよくないのかなというふうに思うんですけれども、読みやすさとかでいう点で、先生方がこの教科書だったら、この中で選ぶとしたら、この教科書であればその辺が満たされているというか、割とストレートに子どもたちに伝わりやすいと思われたのはどの会社のものか、教えていただけますか。

○赤羽保谷第一小学校長 学研みらいが大判になっていまして、非常に資料とか字が大き目に書いてあるという点で見やすいかなというふうに思っています。それから、ユニバーサルデザイン、特別支援の観点で、やっぱりどの子にも考えて議論する道徳が大事なわけですから、中身がわからないと先へ進まないんです。そういう意味で、子どもが自ら読んで考える、そういう題材になっているかなというふうに考えました。

以上です。

○木村教育長 ありがとうございます。ほかの委員、どうぞ。

○高橋委員 「特別の教科 道徳」ということで、その内容を示すものとして、大きな四つの視点が今回設けられていると思うんですけれども、自分自身に関することと人との関わりに

関すること、集団や社会に関すること、命・自然に関すること、この四つの視点で、私の考え方で恐縮なんですけれども、子どもたちに命のことについて自ら考えてほしいと思っています。そのときに、人間のことだけ考えるのではなくて、地球という自然環境で共生しているほかの命とか自然のことも、身近な仲間のことをもっと一緒に他者として受けとめて、大切に考えてほしいと強く思っています。命の教育というのは、今大事にされて、考えられていますよね。そこに重きを置いていただきたいと私は思っていたんですけども、そこをどう丁寧に取り扱っているかというのが大切だと思うんですが、その観点から、先生方は、命の教育について考えさせる編集になっていると思われるような教科書はありますか。

- 赤羽保谷第一小学校長 一つは、光村図書がメインに「生命の尊さ」ということをうたって編集されています。生命の中で、自分であったり草や木、動物、他人の命ということで編集されています。それから、もう一つは、先ほど申し上げた学研なんですけど、学研もメインに命の教育を中心にして、いじめを入れたりオリンピック・パラリンピックを入れたり編集されていて、その狙いといいますか、本市に合っているかなというふうに思いました。

以上です。

- 高橋委員 ありがとうございます。

- 木村教育長 わかりました。では、ほかにどうぞ。

- 米森委員 今のお話とちょっと共通するかと思うのですが、西東京市の教育計画の中でも、生きる力を子どもたちに身につけてほしいということと、市の重点でもいじめの防止あるいは虐待の防止ということが掲げられておりますし、子どもたちの命を失わない、生命の尊さ、命というのは、やっぱり西東京市として取り組むべき課題だと思います。そういう取扱いがやはりなされている教科書というのは非常にいいのかなと私自身も思いますし、そういう面で見たいと一つ思っておりますので、そういう教科書を選んでいきたいというふうに思います。

あわせて、そういう課題と今日的な課題でありますけれども、情報モラルといいますか、例えば、SNSとの関わりというようなものを小学校の段階で発展段階に応じて適切に取り扱ったり、そういうものをちゃんと身につけるようなことを、教科書の中で触れているものといいますか、学校の先生目で見られたときに、これはいいと思われるのがあったら教えていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

- 赤羽保谷第一小学校長 生きる力は、おっしゃるとおりだというふうに思っています。それから、SNSについては、学研が5年生でかなり大きく、具体的に分かるように、教師が教えなくても子どもが見て、ああ、なるほどねと、だから授業にのせやすいものになっています。

以上です。

- 木村教育長 では、ほかの委員。

- 高橋委員 あと、命の教育も大変重点を置いて見ているところなんですけれども、本市でもいじめ防止対策推進条例や、29年度の主要施策にいじめや暴力行為の防止に向けた教育の推進というものがありますので、このあたりに沿うものが特に望ましいのではと思うんです。

また、その配慮事項に、安全の確保にも資することになるように留意とありますので、児童が危険な場面に出会ってしまったときの安全確保の実践とか、これはちょっと考えさせる道徳の範囲になると思うんです。自分で考えて安全確保をしていく、危機を回避していく、それを日常生活の中の意識に児童自ら入れていけるというような視点を入れている教科書はありますでしょうか。

- 赤羽保谷第一小学校長 大なり小なり全部の出版社に入っているようです。特にその辺が顕著に出ているのは光村図書であったり、学研であると思います。ただ、出版社のアプローチの仕方が、大きくやって小さく落としていくのか、小さいのを初めから落としていて、横の関連を作っていくのか、それは出版社のやり方だと思います。

以上です。

- 高橋委員 ありがとうございます。
- 森本委員 今までと違って教科になるということは、副読本の時代でしたら、変な言い方ですけれども先生が教材を選ぶことができたと思うんですけれども、教科書になるということは、やはりそれを年間の計画に従ってほぼ全ての教材を扱っていかなければいけないということになると思うんです。そうすると、やはりその教材の質とといいますか、ちょっと取り扱いづらい教材があったりするということは、それはちょっと学校としては困るのではないかなと思うのですが、先生方の御意見とかを見ていると、特段これがというのは出てきていなかったですけれども、そのあたり全ての出版社の中で、特に取扱がこれはやりにくいみたいな教材が見られたりということはありませんでしたでしょうか。

- 赤羽保谷第一小学校長 実際に各校1名の道徳部員で会議を実際現場で授業をやっている先生の方で見てもらったんですが、あんまり字が小さくて長文になってくると、そこに絵とか写真とかがないと、考えるのにいがかがなということと、別冊がある出版社もあるんですけれども、別冊の使い勝手、逆に負担になってしまうとか、そんな御意見もありました。一番使いやすい定番もあり、今日的な課題もあり、そんなことで意見を集約したところです。

以上です。

- 森本委員 そういえば、特に内容的にこれはちょっと扱いづらいみたいなものを先生方が感じられるようなことはなかったですか。

- 赤羽保谷第一小学校長 ありません。

- 木村教育長 では、ほかにございますか。

- 宮田委員 これからは、私は、タブレットとか情報機器がますます発展して、低年齢化していくと思うんです。我々がきつと予測しているより早くからそういうことが起こっていると思います。私の孫は4歳ですが、タブレットを使って何か出したり、既にもうしているわけです。そうすると、やっぱりそういうところでちょっとしたことがすごく、それこそ命の問題に関わってくるということが多くなってくると思うんです。ですから、そういう意味では、情報モラルというのがすごく大事になってきているのではないかなと思うんですけれども、情報モラルに対しての一番取組がいいというのは、どういうふうに思われるでしょうか。

- 赤羽保谷第一小学校長 情報モラルでいきますと、光村であったり、日本文教出版、それから学研がぱっと見て、ああ、なるほどねという教材がありました。実際に使いやすいという

んでしょうか、ぱっと見てわかって、やっているお子さんにとってはその先が読める、そんな編集がされているようです。

以上です。

○宮田委員 あと3年後のナショナルプロジェクトといたしますか、世界的な分野でのプロジェクトが、東京オリンピックがあるわけですけれども、そういうところでも外国人の接し方の問題ですとか、外国語の問題とかも含めた道德というものが問題になってくると思うんです。多様性を認めなくてはいけないですとか、そういう部分での、オリンピック関連に関しての考え方というのはどんなところの教科書がよろしいでしょうか。

○赤羽保谷第一小学校長 東京書籍、それから学研が充実しているというふうに先生方の御意見を頂戴しました。おもてなしの心であったり、他者理解であったり、国際理解という、そんな文言がかなり見られました。

以上です。

○森本委員 あと、根本的なところなんですけれども、挿絵であったり吹き出しとかのバランスであったりということでは、やはりその道德の教科書において、そのこと自体がどれぐらい重要なのかとか、そこはやはり子どもたちに道德を教える上でとても重要なポイントになってくるものなのかどうか、教えていただけますか。

○赤羽保谷第一小学校長 かなり重要なポイントだと認識しています。実際、授業でやる場面も、教師が自作教材で黒板にこの絵を貼ったり場面描写をしたりして、このときの気持ちはどうだったろうと子どもたちに話し合わせる、最後は一般化といたしまして、自分の生活に振り返るといふ展開なんです。これからは、自分たちに振り返って考えようということより重視しようというのが、考える、議論する道德という位置づけだと思っています。

したがって、教科書会社もかなり工夫して、挿絵であったり写真であったり、子どもが考えやすいように、もっと言うと教師もここで発問しやすいように、実際の授業はさらにそれをもとにして教師が作ったのを貼っていくというような展開になろうかと思えます。

以上です。

○森本委員 私は、全体的に教科書とかを見ていて、市民の方の意見の中にも多かったんですけども、光村図書の教科書が教材のバランスとかはとめていたのではないかと感じております。市民の方の中には光村を推す意見が多かったかと思うんですけども、そのあたりについてはどのようにお考えか、お聞かせいただけますか。

○赤羽保谷第一小学校長 光村図書は大変バランスがよくて優れた面が多いというのが率直な捉え方です。ただ、反面、光村というと国語の教科書というイメージがあって、読んだだけで終わってしまうと、道德の本質からかなりずれていってしまう。もちろん工夫はされているんですけども、その辺をちょっと心配したところです。

以上です。

○高橋委員 光村はちょっと国語的だというようなお話があったんですけども、学研の教科書が先ほどからなかなかよろしいというような御意見があったと思います。大きさがちょっと大きいという御意見が市民の方からもあったかと思うし、ちょっと教育委員会の中でも1年生には重過ぎるんじゃないかとか、低学年には重過ぎるんじゃないかとか、扱いは

かという心配が出ていたんですけれども、そのあたりは大丈夫なんでしょうか。

- 赤羽保谷第一小学校長 部員の中からも一長一短で、大きいのではないかというのがあったのは事実です。ところが、これは東京都が出している移行措置の解説の資料なんです。同じ大きさなんです。したがって、そんなに大変ではないんじゃないかなというふうに考えました。以上です。

- 高橋委員 ありがとうございます。

- 森本委員 今のお話とかを伺っていると、全体的なバランスとか絵の感じとかということであると、多分学研教育みらいが先生方が使いやすい教科書なのかなという感じがしているんですが、私も全体的に見たときに、これはちょっととかというほど全ての教科書が劣っているというか、これは困るねというような感じではないかと思うんですけれども、その中でできるだけ先生方が使いやすい教科書が使用されることが望ましいのではないかと考えています。

あと、先ほどありました学研のほうは、主要項目としてすごく命の教育というところに重点を置いて教科書を作成されていて、低、中、高、それぞれで生きることについての重点テーマも出していらっしゃるというところにおいては、本市の教育目標とも合致しているのではないかというところでは、ふさわしいのかなと感じています。

- 宮田委員 私も今の御意見に賛成なんです。私たちは現在教えている者ではございません。教育委員として第三者的にいろいろお話を聞いて、決定権はこちらにあるわけですが、やっぱり現場でお使いになる方が一番いいものがないのではないかというふうに思っておりますので、その辺をしっかりとさせていただくこと。

それから、理由の中で、A4がいいということになりますと、今後全部A4にしなくちゃいけないとかそういうことになりますので、これは字が大きくていいかもしれないんですが、あまり理由にされると、じゃあ内容がもうちょっとよくて、別の教科でもA4じゃなきゃだめみたいな話になりかねませんので、それはちょっと、私は客観的な第三者として言うと、A4だから、大きいからという理由でないところをもう少し教えていただいて、それでトータルとして何がいいのかという現場の声を聞かせていただきたいと思うんですけれども。

- 赤羽保谷第一小学校長 お話を聞いていて、おっしゃるとおりだと思います。学研の一番の特色は命ということもあるんですが、もう一つは問題解決的な学習がかなり生かされているんです。学び方のページというのがありまして、「深めよう」「やってみよう」「広げよう」「つなげよう」というのが教科書の端々に入っていて、子どもが自ら考えられるようになっている。したがって、道徳の教科書ではあるんですが、ふだんの読み物の教材、読書にも使える、本編が優れている、それをもとに担任が授業を組み立てることがこれから求められる道徳に合致するかなというふうに感じました。

以上です。

- 木村教育長 ありがとうございます。宮田委員のほうからは学研みらいが現場としてはというお話があったわけなんですけれども、そろそろよろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○米森委員 今までの質疑をお伺いしております、私といたしましても、市の教育課題あるいは市の重点課題に即して構成されているという部分で、やっぱり秀でているものがよろしいかと思ひますし、今日的な課題にもちゃんと向き合つてそれを構成しているというのと、あと、考える授業、議論する授業ということでございますので、教科書の中で子どもたちが議論を深められて、学校の先生がそれを使ってうまく子どもたちと議論していけるような内容になっているという点が優れているということであれば、学研の道徳の教科書というのを推してよろしいんじゃないかというふうに私自身も思っております。

○森本委員 私も全体を読んだときに、光村の教材は私自身としてはとてもじっくりくる教材だと思つてはいたんですが、ただ、委員がさっきおっしゃったように、ビジュアル的な部分においても、やはり道徳の教科書の中で挿絵であったりとか見やすさだったりということが重要視されるということであれば、学研の教科書でもいいのではないかとか、そちらのほうが先生方が使いやすいのであればそちらのほうがよいのではないかと感じております。

○宮田委員 今後、大学入試なんかも大幅に変わるということが新聞で報道されているわけですが、道徳という観点だけではなくて、同時に自分の考えをしっかりと述べられるようにするというトレーニングにもなると思ひますので、しっかりと自分の考えを述べられ、そして書けるという、そういう教科書というのが非常によろしいんじゃないかと私も考えます。

○高橋委員 私も、この学研の教科書を読んだときに、素直におもしろいと思つたんです。ほかの教科書もおもしろいのがたくさんあるんですけども、読んでいておもしろいと思ひました。先ほど先生からお話があったように、「深めよう」「広げよう」のページがあって、そこを活用して、学級での話合いが活発になるようなイメージが何となく持てるような気がしたんです。教育の専門家じゃないのでちょっとそこはよくわからないんですけども、何となく、子どもに与えるんだつたら、私はこの教科書だつたらありがたいなという感覚を持つておりましたので、学研教育みらいの教科書で、先生方もそれが使いやすいとおっしゃつていただいているなら何よりだと思つております。

○木村教育長 ほかに討論はございますか。――討論を終結します。

それでは、各委員からの御意見をいただきました。これまでの御質疑、御意見から、また各校の現場を代表した御意見などからしますと、学研教育みらいを採択案とすることでよろしいかと思ひますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 これより議案第30号 平成30年度使用西東京市立小学校教科用図書の採択について、を採決します。学研教育みらいを採択することに賛成の方の挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

全員賛成。よつて、本議案は採択案のとおり決定いたしました。

○木村教育長 日程第7 議案第31号 平成30年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○宮本統括指導主事 それでは、私から、議案第31号 平成30年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、説明申し上げます。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第21条第6号及び西東京市教育委員会事務委任規則第2条第10号並びに学校教育法附則第9条に基づいて提案し、採択をお願いするものでございます。

なお、特別支援学級教科用図書につきましては、毎年採択することとなっております。

本議案は、平成30年度に特別支援学級設置校ごとに使用いたします小学校及び中学校の教科用図書を採択するものでございます。

この特別支援学級の教科用図書につきましては、学校教育法附則第9条に規定する特別支援学級の使用する教科用図書の特例で、文部科学省の検定外の図書でも使用することができることとなっております。これは、特別支援学級に在籍する児童・生徒の発達段階等に合わせた指導を行うためでございます。

それでは、まず、採択の流れについて説明させていただきます。

はじめに、特別支援学級設置校ごとに校長を中心とした教科用図書研究会を置き、特別支援学級の全教員で平成30年度に使用する教科用図書の調査・研究を行い、調査資料を作成して、教育部長に提出いたしました。次に、教科用図書調査委員会を開催し、各学校の教科用図書研究会から提出された学校別調査資料について調査・研究を行いました。

教科用図書調査委員会の委員は、特別支援学級設置校の校長等7名と、各校長から推薦された教諭等7名の計14名で構成されております。委員会での調査項目につきましては、第1に内容、第2に構成・分量、第3に表記・表現上の使用及び便宜の3点とし、児童・生徒の発達段階や能力、特性などの実態に応じて適切に教科用図書を選定しているかについて検討を行いました。その際、児童・生徒の発達段階や教科用図書の冊数、内容の範囲などについても、小学校、中学校ごとだけではなく、小・中学校間でも検討し、報告書を作成して、教育長に提出いたしました。

次に、教科用図書一覧の記載内容について、例を挙げて説明いたします。

恐れ入りますが、2ページ、中原小学校（知的障害学級）を御覧ください。

中原小学校の算数の第2学年から第6学年にある同成社の「ゆっくり学ぶ子のための『さんすう』1」から「『さんすう』5」までは、特別支援学校などに合わせた内容の図書であり、算数の一貫性を踏まえて選定しております。

続きまして、3ページの東小学校（知的障害学級）を御覧ください。

東小学校では、国語の第5学年は、東京書籍の「国語☆☆☆」と記載されております。この星印は、文部科学省著作教科書であり、知的障害の特別支援学校用のものでございます。特別支援学級では、この文部科学省著作教科書に加え、小学校教科用図書や一般の図書からの選定も可能となっております。

次に、昨年度との主な変更点について説明いたします。

1ページの田無小学校（知的障害学級）、また、2ページの中原小学校（知的障害学級）及び3ページの東小学校（知的障害学級）におきましては、昨年度からの変更はありません。恐れ入りますが、4ページの柳沢小学校（知的障害学級）を御覧ください。

本校では、国語について第4学年で、同成社の「ゆっくり学ぶ子のための『こくご』2（改訂版）」、第5学年で、「ゆっくり学ぶ子のための『こくご』3（改訂版）」としまし

た。これは、記載内容が系統的に配置されていることに加えて、漢字の学習において、漢数字や用字など実生活で特に必要とされるものに絞って記載されているなど、児童が学習しやすい内容となっているからです。

続きまして、5ページの田無第一中学校（知的障害学級）を御覧ください。

国語では、第2学年で、チャイルド本社の「ぬったりかいたりらくがきBOOK」としました。これは、日常生活で必要となる創造力や創作力を高められる内容となっているからです。

数学では、第2学年で、小学館の「楽しく遊ぶ学ぶかず・かたちの図鑑」としました。これは、図形や長さ、時間等についてイラストや事例が豊富に記載されており、生徒が学習内容を理解しやすいよう、工夫がなされているからです。

理科では、第3学年で、福音館書店の「校庭のざっ草」としました。これは、イラストが豊富であることに加えて、屋外での観察時でも損傷しづらい丈夫なつくりとなっていることも一つの理由です。

保健体育では、第1学年で、学研教育みらいの「新・中学保健体育」としました。これは、系統的な配列になっており、学年や発達段階に応じた指導がしやすいからです。

次ページを御覧ください。

技術・家庭では、第2学年で、日本教育研究出版の「ひとりだちするための進路学習」としました。これは、生徒が将来働く際に必要となる知識や技能等について、わかりやすく説明されているからです。

続きまして、保谷中学校特別支援学級を御覧ください。

社会では、第1学年で、帝国書院の「中学校社会科地図」としました。これは、日本や世界の地図に加えて、気候や産業等についての説明も記載されており、授業で活用しやすいからです。

音楽では、第2学年で、教育芸術社の「New Chorus Friends 6訂版」としました。これは、学校行事で歌う曲も含め、合唱曲が数多く掲載されているからです。

技術・家庭では、第1学年で、文化学園文化出版局の「はじめてのキッチン 小学生からおとなまで」としました。これは、身近な食材で簡単に調理できるメニューが多く掲載されており、調理方法を理解するのに適しているからです。

最後に、自閉症・情緒障害学級の教科用図書について説明いたします。

小学校では7ページ、中学校では8ページに一覧をお示ししております。これらは全て市内小・中学校の通常の学級で使用する教科用図書として採択されているものとなります。自閉症・情緒障害学級では、知的障害のない児童・生徒が人間関係や集団参加などの社会性を学んでおります。各教科の授業につきましては、通常の学級と同様の内容を実施しております。このことから、使用する教科用図書も通常の学級と同様のものとなっております。

私からの説明は以上となります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○森本委員 質問です。教科書に関しては、多分先生方がそれぞれの学校で、その学校の子ど

もたちを見て選ばれているんだと思うので、このままで大丈夫だと思うのですが、自閉症・情緒障害学級について、ちょっと教科書と少し離れた質問になるかもしれませんが、中学校での各教科の通常級と同じ教科書が使われることになりすけれども、指導される先生というのは、それぞれの担当教科の先生がやられるんでしょうか、教えていただけますか。

○宮本統括指導主事 中学校では、各教科の免許の関係もございますので、時間講師も入れながら、各教科について指導を行っているところでございます。

○森本委員 多分、自閉症・情緒のほうでは知的には問題はないということで、普通の教科の指導を行っていただけるようにしているとは思いますが、なかなかその辺、親御さんの中で不安に思っている方もいるようですので、そのあたりをしっかりと講師の先生が配属されていればいいなと思っておりますが、それは今のところは大丈夫と考えてよろしいでしょうか。

○宮本統括指導主事 知的の遅れはございませんが、IQでは境界域の子どもたちを対象としておりますので、当然、通常の学級よりよりきめの細かい指導が求められております。ですので、教科用図書に加えて、オリジナルの教材を作ったりしながら一層少人数で丁寧な指導を行っているところでございます。

○森本委員 よろしく願いいたします。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第31号 平成30年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、を採決します。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

それでは、これより暫時休憩いたします。

午後 3 時 02 分 休憩

午後 3 時 10 分 再開

○木村教育長 それでは、休憩を閉じまして会議を再開します。

○木村教育長 日程第4 議案第28号 西東京市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○早川教育企画課長 議案第28号 西東京市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の提案説明を申し上げます。

この規則は、学校医等が負傷した場合に、それが公務によるものと認められた場合に、補償の範囲や支給方法、手続等について定めるものでございます。本議案は、西東京市柳泉園組合及び多摩六都科学館組合公平委員会が平成29年3月31日をもって廃止となり、平成29年4月1日より西東京市が東京都市町村公平委員会に加入したことにあわせて、この規則の規定にある様式中の「西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合公平委員会」とある文言を、「東京都市町村公平委員会」に改めるものでございます。

1枚おめくりください。

様式の第2号、第16号、第17号、第20号の中の文言を改正します。

2ページを御覧ください。現行の災害認定通知書でございます。

1枚おめくりください。

ページの下段、注意事項の3のアンダーライン部分が、審査請求先として、西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合公平委員会と記載されております。

5ページを御覧ください。

5ページでは、新たな審査請求先として、東京都市町村公平委員会と改めております。

6ページを御覧ください。現行の災害補償決定通知書でございます。

ページ下段の1の表記の2行目です。同じく現行では、審査請求先として、西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合公平委員会とあるのを、裏面を御覧ください、東京都市町村公平委員会と改めるものです。

8ページの様式と10ページの様式も同様に審査請求先の組織の表記を改めたものでございます。この規則の改正は、議決後、改正規則を公布した日から施行したいと考えております。よろしく御決定をお願いいたします。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第28号 西東京市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○木村教育長 日程第5 議案第29号 西東京市奨学生選考委員会委員の任命について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○早川教育企画課長 議案第29号 西東京市奨学生選考委員会委員の任命について、を説明申し上げます。

西東京市奨学生選考委員会委員の任期が平成29年7月31日に満了となり、次期の委員の任命について提案するものでございます。教育委員会委員枠として、引き続き、森本寛子氏を提案するものでございます。また、学識経験者枠といたしまして、引き続き、副市長、池澤隆史氏を提案するものでございます。任期につきましては、平成29年8月1日から平成31年7月31日までの2年間でございます。

以上でございます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第29号 西東京市奨学生選考委員会委員の任命について、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○木村教育長 日程第8 報告事項に入ります。

(1) 平成29年西東京市議会第2回定例会報告(教育関係)、の説明をお願いいたします。

○渡部教育部長 それでは、平成29年市議会第2回定例会に関しまして報告いたします。

平成29年市議会第2回定例会は6月2日から6月16日まで開催されました。

はじめに、条例等付議案件につきましては、西東京市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、西東京市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、がどちらも同意されました。

請願・陳情につきましては、就学援助制度の入学準備に間に合う前倒し支給を求める陳情が趣旨採択されました。

一般質問は、6月5日から6月8日までの4日間行われました。教育関係では、6会派19名の議員の皆様から御質問がございました。主な内容でございますが、今回の定例会では、下野谷遺跡の保存と活用について、就学援助について、プログラミング教育について、「チーム学校」への取組について、などの御質問をいただいたところでございます。詳細につきましては、後ほどお手元の資料を御参照願います。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○森本委員 給食費についての中で、教育委員会として、給食費の未納を減らすことができるよう、学校が行っている給食費の未納対応への支援方法について検討していきたいとありますけれども、具体的に何か進んでいることがあるかどうか教えていただけますか。

○早川教育企画課長 これまで、給食費の未納につきましては、主に学校現場において、教員や関係職員による徴収努力というものが中心でございました。その内容につきまして、教育委員会のほうでも学校側が解決困難な案件などについて、相談先として、今後、機能ができるように体制を整える、こういったところを校長会のほうと協議をしているところでございます。

○森本委員 今の先生方の忙しさみたいなことも問題になってはいますが、先生がやる学校業務以外のところでお手を煩わすことがなるべく少なくなるようにやっていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○木村教育長 では、ほかに質問ございますか。

○森本委員 質問なんですけれども、「チーム学校」への取組の中で、部活動指導員を学校職員として活用していくことについては、学校教育法施行規則の一部が改定され、本年4月から施行された、ということなんですけれども、これは具体的にどういうことなのか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○内田教育指導課長 学校教育法施行規則の一部が改定になりまして、今までは部活動指導員という規定がなかったんですけれども、この中で、規則の中でそれが明記されたということになります。ただ、具体的な取扱いについては、文部科学省、それから東京都のほうでいろいろ細かな取り決めを今年度内にしておるところで、その結果に基づいて、本市においても

部活動指導員が活用できるかどうかを今後確認していきたいというふうに思っております。

- 森本委員 要は学校職員として活用ができるようになると、いわゆる部活指導員の方が顧問のかわりに試合に行ったりとか、先生がいなくてもそれがよくなるというようなことというふうに捉えればよろしいですか。
- 内田教育指導課長 はい。そのような制度となっております。
- 宮田委員 プログラミング教育について、答弁書はすごくいいことが書いてあるんですが、これは私が知っている限り、いろいろ行っても、ちゃんと学校でやっていないような気がするんです。特に、プログラミング教育の本市における在り方について検討を重ね、将来、どのような職業に就くとしても時代を超えて普遍的に求められる理論的思考力を、西東京市に学ぶ子どもたちに育んでいく、と書いてあるんですが、これは本当にそうやっているのでしょうか。
- 福田教育部主幹兼統括指導主事 このプログラミング教育について、今現在、東京都教育委員会のほうでも、授業を実際に行うに当たって、ソフトとか指導方法とかをしっかりと整えていくことが都内全域でも必要だということで、そちらでも検討が進められております。
本市におきましても、東京都の検討結果も待ちますし、それぞれの学校で今できることは何なのかということも学校に働きかけていきます。定例訪問等で学校の授業等を教育委員の先生方には御覧になっていただきますけれども、実験的なことにはなりますが、プログラミング教育に関わり、市としてできるのは何なのかということを実践的に検証してまいります。
- 宮田委員 ちょっとよくわからなかったんですが、やっているんですか。やろうとしているんですか。
- 内田教育指導課長 現在のところはまだできてはおりません。それで、今後、そういったプログラミング教育の具体的な取組について、連携をしていただければいい企業と、今打ち合わせをしている最中で、2学期以降、その連携がとれましたら、協力してもらえる学校においてプログラミング教育の実践例を幾つか試行していきたいというように準備を進めているところです。うまく準備が整えば、教育委員の皆様にもその具体的な取組について御覧になり、また御意見をいただきながらプログラミング教育の実践について進めていきたいと考えております。
- 宮田委員 どこかの企業か知りませんが、そういう企業って、もう初めからやるのではなくて、例えば電気通信大学なんかそういうことをかなり具体的にやっていますので、大学なんかには相談しながらやったほうがよろしいんじゃないかと思います。あっせんいたしますので、そういうふうなことも、会社1社を決めるというのではなく、幅広く考えていただきたいと思います。
- 内田教育指導課長 ありがとうございます。是非御協力をお願いしたいと思います。
- 高橋委員 13番にアンガーマネジメント研修について、とありますけれども、体罰や不適切な指導の防止について、若手教員3年次研修において、怒りの感情をコントロールする「アンガーマネジメント研修」を実施しており、このところが効果的な研修になっているということが書かれておりますけれども、このアンガーマネジメント研修について、具体的にど

ういった方が研修されているのかを教えてくださいたいんですが。

- 内田教育指導課長 研修の対象者でしょうか。
- 高橋委員 研修の講師と、あとどういった教材というか、研修の方法について具体的にお願いします。
- 内田教育指導課長 若手教員の3年次研修において、アンガーマネジメント研修の実施をしておりますが、これは日本アンガーマネジメント協会から講師を派遣していただいております、日本アンガーマネジメント協会の講師の方がその資料を活用しながら研修を行っていただいているところでございます。
- 高橋委員 ありがとうございます。どれぐらいの時間なんでしょうか。
- 内田教育指導課長 この研修については2時間の研修をしております。
- 高橋委員 ありがとうございます。
- 米森委員 関連で、このアンガーマネジメント研修というところで、感情のコントロールというところが確かに問題だと思いますので、確率的に3年次がそういうわけでもないんで、対象者とかは、例えば、自分でそう思っている人とか、校長がそういうことができていないとか、そういうことは積極的に受けてもらったほうがいいと思いますし、あと研修でこれはコントロールできるのかという気もするんですけども、ほかの手だてが私は今思いつかないんですけども、そういう性癖なのかよくわかりませんけれども、そういう方については何か別途の、こういうことになったらこういうふうを考える、こういう行動をとりなさいとか、具体的に指導するようなほうがまだ効果が上がるような気がします、いかがでしょうか。
- 福田教育部主幹兼統括指導主事 今、米森委員から御指摘いただいたように、個別のところでは対応しなければいけない例というものもあるかと思いますが、ただ一般的に、自分のストレスをどうするか、怒りの感情をどうするか、それをコントロールするというのは、話をして研修を受けることによって、自分の中で新しい解決策を導き出せるところにつながるものかと考えております。

3年次だけではなくて、これは全ての学校で是非やってほしいということで、実は先日の校長会議で、各校長先生方にスクールカウンセラーを講師として、長時間でなくても構わないので、それぞれの学校で、それぞれの学校の実態に応じたアンガーマネジメント研修を実施するようにスクールカウンセラーと打ち合わせをするようにとの話をしております。

都のほうから派遣されるスクールカウンセラーにつきましては、都のほうからも校長先生のオーダーに応じて、校内研修を実施するようにとの話を受けておりますので、そういったところも活用して、西東京市内の学校でアンガーマネジメント研修を進めていきます。

- 内田教育指導課長 それから、米森委員が今おっしゃったように、具体的な体罰の防止につきましては、体罰の防止研修をこの7月にも実施しております。様々な具体的な場面で、どのような行動をしてはいけないのか、あるいはこういうときにはどういふことをすべきなのか、自分の体罰や暴言を抑えるための行動の仕方、あるいはしてはいけないようなこと、これについては事例などをもとに、各学校で具体的な研修を全部の学校で実施するようにして、今報告が各学校から上がってきているところですが、全校で実施をしております。毎年

このような研修もあわせて実施することで、体罰防止に向けた取組を進めております。

- 森本委員 学級支援の中で、指導補助員を今年度から小学校全体に年間配置されますけれども、具体的に、今までですと個別の児童に対して配置していたので、週1日午前中のみみたいな少ない時数だったと思うんですけども、これが広がったことによってどれぐらいの時間に指導補助員が入っていただけるのか、教えていただけますでしょうか。
- 清水教育支援課長 指導補助員につきましては、去年は1校で3人まで、年間48時間ということになっていたところですが、今年度からは週1回4時間で35回程度ということで小学校全校に配置し、その中で学校のほうの要望に応えた指導の補助という方で使われるような形で、個人につくのではなく、学校のほうで活用していただくという形にしたところではございます。
- 森本委員 そうしますと、学校の、個別についていただくこともできるプラスというふうに考えてよろしいのでしょうか。
- 清水教育支援課長 学校の中で個別に1人の方につくということもありますし、複数の方につくということも考えられるというふうに思っております。運用の中で各学校にお任せしているというところがございます。
- 森本委員 今までよりも、だからフレキシブルに使える人材と時数が増えたというふうに解釈してよろしいんですね。
- 清水教育支援課長 そのとおりでございます。
- 木村教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

続きまして、報告事項(2)市内中学生死亡事案について、説明をお願いいたします。

- 内田教育指導課長 まず、教育指導課より、市内中学校死亡事案について説明申し上げます。

当該生徒は、市内公立中学校に通う1年生の女子生徒です。本年7月6日(木曜日)、当該生徒が下校中に大きなけがを負い、病院に入院し、治療を受けておりましたが、7月8日(土曜日)の午前中に死亡しました。大きなけがに至る詳細や当該生徒の個別のことにつきましては、御遺族の方の意向があり、詳細を申し上げることは差し控えさせていただきます。

当該校の生徒に対しては、7月10日(月曜日)1校時に全校集会を開催して、校長が全生徒に対して当該生徒が大きなけがを負い、入院して加療中であったが、7月8日(土曜日)の午前中に亡くなったこと、保護者の方の意向で詳細については伝えられないこと、これからの心のケアのことなどについて話をしました。その後、教育支援課の臨床心理士である課長補佐から具体的なケアの内容について生徒に話をしました。

また、同日の午後6時から全学年の保護者対象の臨時保護者会を開催しました。156名の保護者の方が参加しております。まず、校長が、当該生徒が大きなけがを負い、入院して加療中であったが、7月8日(土曜日)の午前中に亡くなったこと、保護者の方の御意向で詳細については伝えられないこと、そしてこれからの心のケアのこと、葬儀については親しい友人などが参列することについて御遺族の理解を得ていることなどについて話をしました。その後、教育支援課の課長補佐から具体的な心のケアの内容について保護者の方に説明をしました。

翌日の7月11日(火曜日)には臨時校長会を開催し、各校の校長に対して当該事案を伝え

るとともに、生徒が死亡したことを踏まえ、生命尊重の教育及びきめ細かい生活指導について一層の充実を図るように指示しました。

当該生徒の心のケアについては、7月10日（月曜日）より教育支援課が対応をしております。

7月20日（木曜日）には、1年生の保護者の方を対象とした保護者会を開催し、この間に学校が行った心のケアに関する説明や学校での生徒の様子、夏休み中に配慮すべき点などについて、校長と教育支援課長補佐により説明を行いました。

教育指導課の説明は以上となります。

○清水教育支援課長 続きまして、市内中学校死亡事案における生徒等のケアについて説明いたします。

今回の事案を受けての緊急支援体制として、当該校には、7月10日（月曜日）から終業式が行われた7月20日（木曜日）まで、学校公開が行われた15日（土曜日）を含め、9日間にわたり、教育支援課の臨床心理士2名を派遣、必要に応じて市教育相談センターの臨床心理士やスクールソーシャルワーカーも派遣いたしました。さらに、東京都教育相談センターに緊急支援を要請し、緊急支援を行った9日間で延べ14名の臨床心理士が当該校に派遣され、生徒との面接等に從事していただきました。

10日（月曜日）朝に行われた全校集会においては、生徒に向けて教育支援課の臨床心理士からこのような出来事を体験することに伴う心と体に出てくるいろいろな反応や症状について説明し、臨床心理士のカウンセラーが終業式まで学校に常駐して、いつでも話に来られることを説明いたしました。また、同日午後6時からの臨時保護者会においても、教育支援課の臨床心理士から今後の生徒への心のケアや保護者の方がお子さんにどのように接していただくかなどについて説明いたしました。

翌11日（火曜日）には、1年生全員に心と体のアンケートを実施、12日（水曜日）には、臨床心理士による全員面接を実施、各学級担任教諭や養護教諭と面談結果を共有し、必要に応じて複数回継続して面談を実施しました。さらに、2年生、3年生に対しても、心と体のアンケート及び全員面接を翌週の18日（火曜日）、19日（水曜日）に実施し、1年生と同様の対応をしております。

その後、20日（木曜日）には、終業式の際、校長先生から全員面接を受けて、心のうちを話すことの大切さを説明し、夕方に行われた臨時の1年生保護者会でも教育支援課の臨床心理士から、10日から行ってきた生徒への面談、全員面接などの実施状況や、これから生徒の反応の変化などについて説明し、保護者の方々には御理解いただいた反応を得て終了いたしました。

9日間の緊急支援の間、教育支援課の臨床心理士2名は朝7時30分までには学校に登校し、必要に応じて学級観察、生徒及び保護者からの相談を実施、生徒下校後も教員と協力して生徒の状況を共有しながら心理的ケアを実施してまいりました。

今後の当該校の生徒のケアにつきましては、夏休み中にも相談できる市教育相談センターをはじめとする連絡先を載せたプリントを終業式後、全校生徒に配付しており、市教育相談センターでも当該校生徒及び保護者の相談を的確に受け付ける体制を整えております。

さらに、2学期以降も当該校での生徒の状況を把握し、適切なケアを実施するなど、必要に応じた対応をとっていく予定でございます。

- 木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。
- 森本委員 まず、夏休み中のケアですけれども、学校内において何か特別なことをされる御予定とかはないんでしょうか。
- 清水教育支援課長 学校内でのケアということですが、夏休み中も登校する生徒さんは部活等でありまして、また配慮が必要な生徒ということで、担任の先生、養護の先生から上がっていらっしゃる生徒さんもありますので、そのあたりのところを注意深く見守りながら、教育支援課のほうでも受け付けられる体制をとって、現在もそのような形で受け付けする体制をとっております。
- 内田教育指導課長 そこに加えて、夏休みに入ったところから三者面談の実施をしております。学級担任がそれぞれの子ども、それから保護者の方からこの件も含めて、悩みがあれば丁寧に聞き取るようにしている体制をとっているところです。
- 森本委員 市内において、理由は様々でありますけれども、子どもの命がなくなるという案件が続いています。周りの子どもたちにとっても本当にショックなことだと思いますけれども、今、命の重さとか尊さについて、改めてまた西東京市の教育委員会としてどう取り組んでいくのかということについて、何かあれば教えていただけますでしょうか。
- 内田教育指導課長 本件及び過去におきまして、死亡事案が起きていることを踏まえまして、道徳教育の充実や人権教育の一層の推進をはじめとした命の教育を行ってまいりたいと考えております。
- 宮田委員 命の教育の内容が実は大事なんです。命の教育って、具体的にどういうふうにするかをもっといろいろ詳細を詰めて、具体的に専門家等とも連携しながらやっていただきたいと思います。それから、相談を三者面談とか、それから今まで朝7時半から来て待機していたというお話を伺いましたが、具体的にその中で何か問題とか、これから配慮しなければいけないということは出てきたんでしょうか。
- 清水教育支援課長 今回の件を受けて、様々な反応が出てきておまして、眠れないであったり食欲が落ちているということもありましたので、そういうところでどういうふうに対処したらよいかということをして市の臨床心理士から直接お話をさせていただきながら、その対応も、体の反応も徐々に変化してきますということも伝えながら、自分の体と向き合っていくように、臨床心理士からの話をさせていただいているところが今までのところでございます。
- 宮田委員 それで、そういう気が高ぶって眠れないとか、または食欲が落ちるということはあり得ると思うんですが、それはそういう相談によって解決されているんですか。
- 清水教育支援課長 はい。今まで私どものほうで受けています相談については、そういう形で今起きている状況をきちっと話すことによって、自分でも自覚できて、その中でどうしたらいいかということで、解決といったら変ですけれども――。
- 宮田委員 だから、具体的に眠れるようになったとか。
- 清水教育支援課長 そうですね。それが、当初は眠れなかったという方が、眠れないという

か起きてしまう時間はあるけれども、全く眠れなかったのが徐々に改善の方向に向かっているというような報告は受けております。

- 高橋委員 質問なんですけれども、10日の6時からの学年保護者会は156名ということでしたが、11日の臨時保護者会と20日の1学年保護者会の参加人数を教えてください。
- 内田教育指導課長 20日の1年生対象の保護者説明会の中では、57名の保護者の方が参加しているという報告になっております。
- 高橋委員 1年生は全体で79名中――。
- 内田教育指導課長 79名中57名の保護者の方が参加したという報告をいただいています。
- 高橋委員 11日の臨時保護者会は、主にPTAの役員の方とということよろしいでしょうか。11日の学校公開の際に朝9時から行ったという。
- 木村教育長 11日の火曜日――。
- 高橋委員 11日の火曜日じゃなくて、3回やったんですよね。
- 木村教育長 15日の土曜日ですか。
- 高橋委員 15日の土曜日ですね。
- 内田教育指導課長 土曜日の学校公開の際に、PTAの役員の方と1学年のPTAの学級代表の方と、校長、そして教育相談課長補佐が参加して、これまでの学校の対応ですとか、そういう話合いが行われたという話は聞いております。
- 米森委員 さきの事案を踏まえまして、教育委員会とか市ともども二度と起こさないということで、今まで教育現場も、それからいろいろな施策を講じて取り組んできて、今回こういう悲しい事案が発生したということでございますので、いろいろこれまでのことは、皆さん精いっぱいやられてこられたんだと思いますけれども、これまでの取組自体をまた点検するのも必要ですし、やはり一人ひとりの子どもの心のところにどうやってそういう命の大切さを、思いを届けていくかという部分は、今後どうやっていけばいいかということも含めまして、その部分まで踏まえた対応を考えていっていただきたいというふうに思います。
- 木村教育長 では、要望ということで。
ほかに質疑はございますか。――質疑を終結します。

-
- 木村教育長 日程第9 その他、を議題といたします。教育委員会全般についての質疑をお受けいたします。何かございますでしょうか。
 - 高橋委員 今の中学生の死亡事故について、もう少しちょっと意見を述べさせていただきたいんですけれども、本当に非常に残念で悲しいことと思っています。この御遺族の悲しみというのははかり知れないので、お気持ちに寄り添った対応をしてくださっているのはよく理解しています。

一方で、やっぱり御遺族ではないそのほかの御家庭もとても傷ついていらっしゃるんで、悲しんでいらっしゃるんですよね。その方々の悲しみも、十分にスクールカウンセラーなどで寄り添っていただいているというのは本当によくわかりました。ただ、ともすると学校が十分に対応しているつもりでも、保護者の方々にとってはやっぱりまだ足りないというか、気持ちを酌み取ってもらえないというふうを感じる方もいらっしゃるでしょうし、そういう不

安とか不信感というのが増してしまうということもあると思うんです。そうすると、そのままそれが残ってしまって、生徒にとっても悪い影響があるといけませんので、そこは十分に対応していただくと同時に、カウンセリングに來ない保護者の方にも、何か今後、学校で楽しく過ごせるというか、不安がないように過ごせるような方策というんですね、それを作っていくというか、それをちょっとそちらのほうにも御配慮いただければと思います。

○木村教育長 指導課、支援課を中心に、学校と協力し合いながら、是非こういうことも進めていきたいと私自身も思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

以上をもちまして平成29年西東京市教育委員会第6回定例会を閉会いたします。長時間にわたりましてどうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

午 後 3 時 50 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員